

病児・病後児保育料減免申請のお知らせ

病児・病後児保育をご利用の方で、下記のいずれかに該当される方には、保育料の減免制度があります。

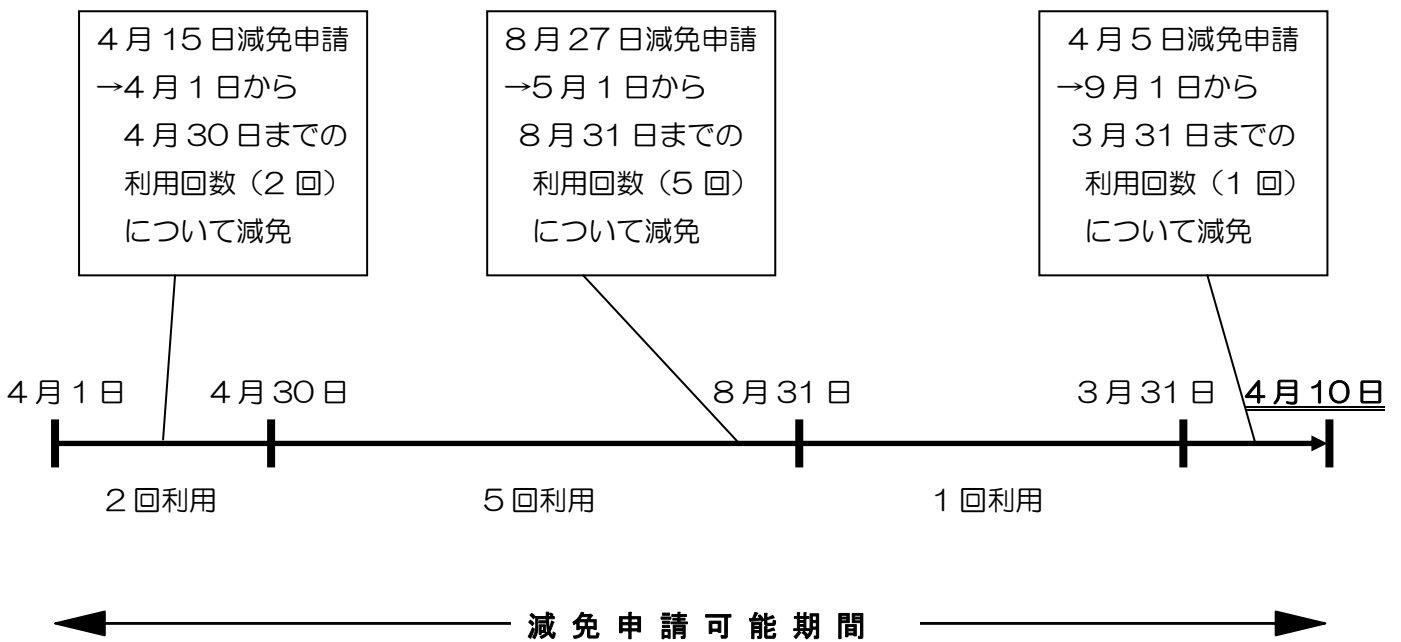
- ① 生活保護世帯
- ② 市民税又は所得税非課税世帯

生活保護世帯の方につきましては、利用時に生活保護費受給者証を実施施設にご提示いただくこととなりますが、市民税又は所得税非課税世帯の方は減免のための申請が必要となります。

つきましては、市民税又は所得税が非課税世帯であると思われる方は、宇部市こども・若者応援課（多世代ふれあいセンター1階）で減免の申請をしてください。

- ・ 申請時期：利用後随時
（ただし、当該年度利用分については、翌年度の4月10日までに申請してください。）
- ・ 申請に必要なもの：印鑑・振込口座が分かるもの

<減免申請の具体例>



※減免申請された月の末日までの利用分について、減免します。

※4月1日から3月31日までの利用についての減免は、翌年度の4月10日までに申請してください。

<お問い合わせ先>

〒755-0033 宇部市琴芝町二丁目4番25号
多世代ふれあいセンター
宇部市こども・若者応援課 こども・若者応援係
TEL: 0836-34-8447